

生活衛生同業組合の役員変更の届出 審査基準

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則

第6条

組合は、役員に変更があつたときは、すみやかに、その旨、その年月日及びその事由を都道府県知事に届け出なければならない。